

地方政治、議会は市民の生活に密接している 大学の講義をとおして改めて実感する

二〇一九年三月、三八年勤務した札幌市役所を退職し、現在民間企業に勤務しています。このような中、縁あって、旧知の札幌大学の先生のご推薦、大学での書類審査を経て、昨年九月から週一回、半年間にわたり札幌大学で非常勤講師をしています。講義科目は一、二年生が対象の「地方政治論」で、一月中旬の第一五回講義をもって、無事終了し、今月末の学生からのレポート提出を残すのみとなりました。

旧知の先生からは、「議会基本条例のことに詳しいのだから、そのことを中心に学生に講義してくればよい」ということでしたが、テキスト（教科書）をどうするか、議会技術研究会運営委員会のメンバーに相談したところ、元安孫子市長の福島浩彦著『市民自治』（デイスカパー携書）が体系的に整理されていて、新書版で分かりやすいというアドバイスもあって、講義用テキストとしました。

とはいえ、全一五回となると長丁場なので、どういう流れがいいか熟考し、①まちづくりは市民から出発する、②市民が行政をコントロールする、③市民が議会と関わる、④二元代表制における議会と首長のあり方―首長の役割、⑤二元代表制における議会と首長のあり方―議会の役割、⑥二元代表制における議会と首長のあり方―議会と首長

の緊張関係、⑦自治基本条例、⑧市民の公共とは、⑨二元代表制の理解―過去から現在、⑩栗山町議会基本条例を分析する、⑪福島町議会基本条例を読む、⑫芽室町議会基本条例、⑬議会改革の展開―市レベルの議会改革、議会改革の要諦の手始め、⑭議会の今後の課題と展望、⑮まとめ、の構成としました（テキストは①～⑧で使用）。

一方、履修者が三〇六名と、秋学期授業では最大人数の講義となったことから、私の場合新型コロナウイルス感染症拡大の中、最後の講義までオンデマンド（オンライン）授業となっていました。そういう意味では、合議制機関としての自治体議会の置かれている状況と少々似ており、議会のオンライン委員会と重なるものがあります。

前述のとおりの流れで講義を行い、講義内容が好評だったかは、今後の学生の評価を待つしかありませんが、講義をとおして新たな気づきがありました。

一点目は、栗山町、福島町、芽室町等の議会基本条例の先進性を説明するにしても、やはりその土台となるのは、市民自治にあるということです。議会・首長の関係性（二元代表制）の構築や、議会と市民との交流等について、市民自治をベースに立てた講義が、私の思考整理に大いに役立ちました。

二点目は、一連の講義をとおして、自治体職員OBでもあることから、現場（市役所、議会）の実情を分かりやすく説明することで、議会の存在意義を。三点目として、現実の地方政治は、北海道・市町村議会の議員、知事、市町村長といった、いわゆる職業政治家のためだけにあるのではなく、私たち市民の日常性と深く関連していることや、私たち市民がしっかりと政治を見つめていくことの必要性を。四点目として、自治体議会の問題は、議会内、あるいは、首長と議会、市民を含めた日常的な関係性だけではなく、投票や選挙の時点から、関心を持たなければならぬことを、多少なりとも学生に理解してもらい、地方政治は生活に密接していると位置付けられたことです。

一方、オンデマンド授業そのものは、学生の学びの場として、ある程度有効に作用したものの、万能ではないということです。それは、自治体議会にも言えることで、委員会のオンライン会議は、情報交換等においてそれなりの役割を果たすでしょうが、大学の授業も議会運営も、生身の人間同士が対面で交流する重要性を、私自身あらためて認識させられました。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の危機的状況を乗り越えて、新型コロナウイルス後の自治体議会の運営に関して、民主主義を守りながら、効率化の一環としてのオンライン会議の活用と、新型コロナを意識し、工夫しての対面による交流とのバランスがどのように取り入れていくのか、地方政治論の講義をとおして、あらためて、自治体議会の意味を根本的に考える場を与えられたように思います。